

第 24 回統計委員会（7 月 13 日開催）における意見等 （港湾調査関係）

資料 2－1 第 24 回統計委員会における意見等の概要

資料 2－2 第 24 回統計委員会における意見等に対する回答

第 24 回統計委員会（7/13）における意見等の概要（港湾調査関連）

- 港湾調査で把握している事項は、もともとの情報としては行政記録情報がほとんどではないかと思われるが、具体的にどのような事項についてどの程度行政記録情報を活用しているのか。
- スーパー中枢港湾については、政府の経済成長戦略においても重要な課題と特記されているところであり、統計の整備においても、世界の中核的な港湾と比較できることが非常に重要である。

したがって、世界の中核的な港湾の利便性、港湾としての状況等をとらえるような統計を俯瞰して、我が国の統計についても、国際比較可能性を考慮した上で整備を行うことが必要ではないか。

（文責：総務省政策統括官付統計審査官室）

第 24 回統計委員会（7/13）における意見等に対する回答

問 港湾調査で把握している事項は、もともとの情報としては行政記録情報がほとんどではないかと思われるが、具体的にどのような事項についてどの程度行政記録情報を活用しているのか。

（答）

入港船舶に関する事項（入港日、船名、総トン数等）については、港湾法（昭和 22 年法律第 218 号）に基づき港湾管理者に提出される入出港届から把握することが可能であるが、船舶乗降人員及び海上出入貨物に関する事項（品種別トン数、仕向港、最終船卸港等）については、当該届から把握することができないことから、船舶の種類等に応じて、必要な範囲で港湾運送事業者、船舶運航事業者等を報告義務者に選定し、調査票への記入を求めているところ。

一方、輸出入貨物については、統計調査の効率的な実施及び報告義務者の負担軽減の観点から、平成 15 年 4 月より海上貨物通関情報処理システム（Sea-NACCS）を利用して税関に申告し、当該申告内容を港湾調査に使用することに同意した船舶運航事業者等については、調査票への記入を不要とする措置を講じているところ（前回部会の資料 2－8 参照）。

問 スーパー中枢港湾については、政府の経済成長戦略においても重要な課題と特記されているところであり、統計の整備においても、世界の中核的な港湾と比較できることが非常に重要である。

したがって、世界の中核的な港湾の利便性、港湾としての状況等をとらえるような統計を俯瞰して、我が国の統計についても、国際比較可能性を考慮した上で整備を行うことが必要ではないか。

（答）

我が国港湾のアジア域内での国際競争力強化を図るため、スーパー中枢港湾プロジェクトを進めている。選定にあたっては、コンテナ取扱量、高規格荷役機械の数及び岸壁の水深等を考慮している。我が国では、コンテナ取扱量については、港湾調査で把握しており、高規格荷役機械の数及び岸壁の水深等については、港湾法第 49 条の 2 に基づく港湾台帳で把握している。

国際的に統一的な基準で調査が行われているのは、コンテナ取扱量（港湾の全取扱量とその内数であるトランシップ取扱量）だけである。コンテナ取扱量については、海事関係の統計では一般的に「TEU」という単位で公表されており、港湾統計もこの単位で公表を行っている。外国港湾と比較を行う場合は、日本の港湾を含めた各国の主要港湾のコンテナ取扱量（TEU）が掲載されている、英国の調査会社発行の「Containerisation International Yearbook」が利用されており、その中の日本の港湾の数値は、港湾調査で把握した数値が用いられている。

※ TEU (twenty-foot equivalent units) 20ft. コンテナ換算のコンテナ取扱個数の単位。コンテナには、20ft. コンテナや 40ft. コンテナ等様々な形状（容積）があるため、コンテナの単純合計個数で取扱量を計るよりも、20ft. コンテナ 1 個を 1 TEU、40ft. コンテナ 1 個を 2 TEU として計算する方が実態を適切に把握することができる。